

30280

教科書文庫

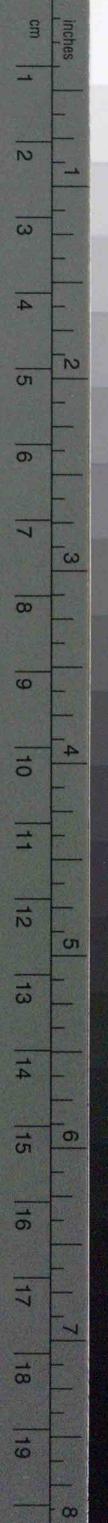
3
810
32-1901
200030 1406

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

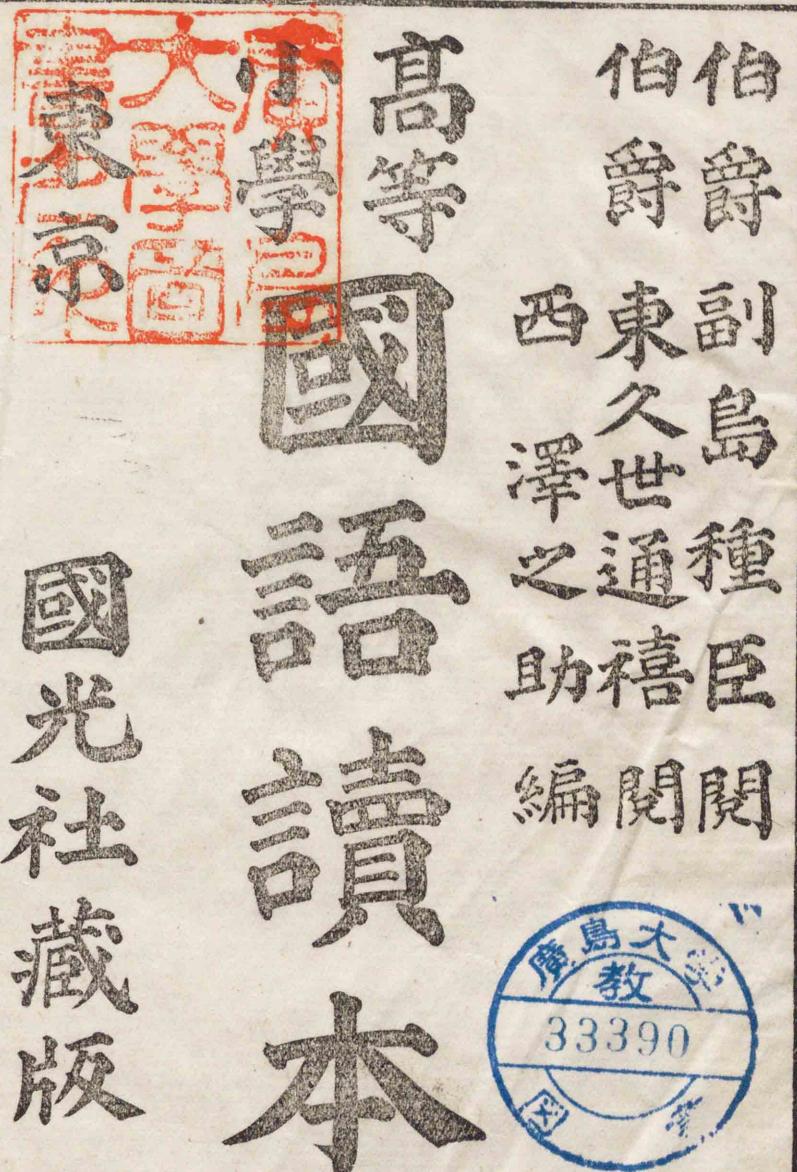
© Kodak, 2007 TM: Kodak



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

395.9
N.19

濟定檢省部文日三十月九年四十三治明
用童兒科語國校學小等高



高等小學國語讀本八

目 次

第一	一 課	皇國人士の道	五
第二	二 課	笠置落	十
第三	三 課	船上山	十三
第四	四 課	女子の忠孝	十九
第五	五 課	同郷の親	二十二
第六	六 課	天明の饑饉	二十六

第七課 殖產

三十一

第八課 戰國の士風

三十四

第九課 伊達政宗

四十一

第十課 遠洋の航海

四十六

第十一課 南洋諸島

五十四

第十二課 電氣の應用

五十八

第十三課 洋學

六十二

第十四課 薩摩灣

六十七

第十五課 平田篤胤

七十

第十六課 山田長政

七十六

第十七課 歐米の歴史(一)

八十一

第十八課 歐米の歴史(二)

八十五

第十九課 帝國憲法(一)

八十九

第二十課 帝國憲法(二)

九十四

第二十一課 政府と議會(一)

九十九

第二十二課 政府と議會(二)

百五

太

第二十三課 孝悌

百九

第二十四課 皇道の宣揚

百十二

第二十五課 やまと錦

百十五

高等小學國語讀本八



伯爵 東久世通禧 閱

伯爵 副嶋種臣 閱

西 澤之助 編

第一課 皇國人士の道

日本は、神聖の國にして、天祖、天孫、基を定め、統を垂れたまひしよりこのかた、聖徳明にして、天日のごとく、寶祚の隆なること、天壤と共に、窮なし。君臣父子の常道より、衣

食住の日用に至るまで、皆是 天祖のはじめ給へるにて、萬民、永く、飢寒の患を免れ、天下、どこしなへに平なるは、誠に有りがたきことなり。されば、我が國民たる者は、貴賤によらず、かりそめにも、神國の貴き所以と、天祖の恩賚とを忘れずして、本を思ひ、恩に報いんことを、專一とすべし。

人々、形こそ生れつきたれ。心は、愚なるより、賢きに、移さば遷るべし。されば、古の忠臣義

士を學び、現世には、人の模範ともなり、後代には、よき例にもひかれ、父母の名までも顯せんと、眞實に思ふべきなり。

人たる者、不學文盲にてはかなふまじ。つらつら思ふに、君臣父子の大倫は、いふも更なり。祭祀を崇み、本に報ゆる道より、勇武を尚び、恥を知る義に至るまで、皆、神代より備りたる事にて、まさしく、神國の大道なり。

後、漢土の書籍渡り来て、孔子の教も傳り、神

國の道、益明に制度も、やう／＼に備りたり。
されば、他國の學なりとて、みだりに、之を斥
くべきにあらず。神國の人、之を學ぶは、即、神
國を尊ぶ道なればなり。

いかばかり、才氣ありとも、學問せずば、義理
に闇くして、よき分別は出でざるべし。南蠻
鐵も、數度の鍛錬を経て、名刀となり、白玉も、
琢磨の數を経て、夜光の名を得ることなれ
ば、壯年の者は、精を勵さゝるべからず。

國の本は、家にあり、家の本は、身にあれば、各
眞實に、身を修めんと心掛けなば、國の治ら
ぬことは無き理なり。よりて、行を慎み、家を
齊へ、忠孝文武を以て勵し合ひ、國家と、休戚
を共にする心をかるべからず。恐多くも、
天祖の恩にて、神國に生れたる者は、萬一、事
あらん時は、皇室の御爲には、身命を、塵芥
よりも軽んじ、大恩に報い奉るべきことを、
常に、心掛くべきなり。

第二課 笠置落

元弘元年八月、後醍醐天皇、笠置へ臨幸し給ひて、北條氏を滅さんと圖らせ給ひしに、九月、笠置陥りければ、主上を始めまゐらせて、公卿の人々、皆、歩跣カナハダシなる體にて、何處ともなく、落ち行き給ふ。藤原藤房、同季房、兄弟二人、主上の御手を引き進らす。

夜の内に、赤阪の城へと、御心を盡されけれど假にも習はせ給はぬ御歩行なれば、一足



には休み、二足には立ち止り、晝は道の傍を
る塚の隠に、御身をかくさせ給ひ、夜は人も
通はぬ、野原の露分け迷はせ給ふ。

藤房、季房も、三日まで、食を断ちければ、足た
ゆみ、身疲れて、今は、如何なる目に逢ふとも、
逃れ得べき心地せざりければ、せん方無く
て、幽谷の岩を、枕として、君臣、兄弟、諸共に、う
つゝの夢に伏し給ふ。梢を拂ふ松風を、雨の
降るかと聞しめして、木陰に立ち寄らせ給

ひければ、下露シタツユのはら／＼と、御袖に懸りけ
るを、主上御覽せられて、
さして行く笠置の山を出でしより

あめの下にはかくれがもなし

藤房、涙をおさへて、

いかにせんたのむ陰とて立ちよれば
なほそでぬらす松のしたつゆ

第三課 船上山

元弘三年、後醍醐天皇、隱岐國にまし／＼

て、ひたすら、還幸の時を得させ給はんことを、潛に議らせ給ひけり。

或日、御守護の中なる、伯耆國名和、庄の住人源長高が、舍弟泰長といふ者、官軍の勝利を逐一に述べて、己が宿志をも告げ奉りければ、主上喜ばせ給ひて、『先汝が一族を語ひ、義兵を擧げて、要害の地に、皇后を遷し奉れ』と勅諭し給ひければ、泰長畏みて、兄長高が事を奏し、又、皇居の當番富士名義綱は、出雲

の守護鹽冶高貞が一族なれば、之を語ひ候はんと申して、次の日、義綱を、御前へ具して参りぬ。主上、二人に、御盃を賜ひ、偏に、潜幸の趣をぞ勅諭し給ひける。

閏二月二十三日、御輿の中に、主上を臥させ奉りて、其の上に、御小袖を、數多積み、三位、局をも載せて、中門を出づ。番兵等、仔細あらじと通し奉るに、御輿やがて、義綱が宿所の民家に入らせ給ふ。廿四日未明に、少將源忠

顯富士名義綱、雜色成田小三郎、仕丁金吾の四人を、御供に召して、伯耆國へ漕ぎ戻る商船を語ひ、千波湊へ急がせ給ふ。途にて、しばしば、賊船にあひしかども、人々、とかくして隠し奉りけり。

廿八日、御船、伯耆の片見より、大阪港と云ふに着き給ふ。小三郎、直に、長高が館に至り、勅諭を告げゝれば、長高、首を、地に着けて領承し、「はからずも、かゝる時節に生れ遇ひて、萬

乗の君に頼まれまつる事、弓箭の面目、生前の思出なり。急ぎ、君の御供仕りて、船上山へ上り、防ぎ矢仕るべし」とて、やがて、鎧取りて、肩に投げ懸け、馬引き寄せて、御迎に馳せ参りければ、一族廿餘騎、共に、大阪港にぞ至りける。

小船、一艘、岸に横はりたるを、恵みながら、長高、御迎に參りたる由奏しければ、主上、御手づから、苦を除けさせ給ひて、龍顏を指し

出ださせ給ふ。御冠も傾き、御衣もしほたれ
給ふを、見奉る武士等、みな、涙をおさへて、御
前に畏る。やがて、長高が乗りたる馬を、主
上に奉り、少将にも、郎黨が馬を進らせて、急
ぎ、船上山へ供奉しけり。

隱岐判官清高、二千餘騎にて攻め上るを、御
方百餘人、抜きつれて切り崩せば、寄手、少も
得こらへずして、谷底へまくり落され、己が
太刀、長刀に貫かれて死ぬる者、數を知らず。

主上、御感なゝめならず。即夜、長高を、左衛門
尉に補せられ、又、名を改めて、長年とぞ賜ひ
ける。

第四課 女子の忠孝

人の婦たるもののは、夫を、天の如く尊び仰ぎ
て、しかも、よく、舅姑に事ふるを、第一とす。
それ、男子は、外をつかさどり、女子は、内をつ
かさどるべきものなり。妻心得あしくば、
夫たる者、家事に、心引かれて、專一に、その職

(門脇重継の文による)

分を勤むること能はず。妻の心得うるはしくて、よく老を養ひ、幼をはぐくみ、目下の者に情をかけ、朝夕の費を省きなどする時は、夫たる者、内事に心を煩すことなく、思ふままに、其の職を勤め、忠孝を勵む事を得べし。されば、夫の忠孝を助くるは、女の忠孝にて、夫の忠孝を妨ぐるは、女の不忠不孝なり。さて、忠といひ、孝といひ、順といひ、貞といひて、其の名は違へども、其の道の源は、一なり。

譬へば、酒を、瓶子に盛りて、神に捧ぐるを、御みきといひ、銚子にもりて、酒宴に用ゐるときは、これを、御酒ゴジョウといふ。其の處により、事によりて、名は違ひぬれど、酒は、酒にて、同じ物なるがごとく、君には、忠といひ、父母には、孝といひ、夫には、順といひ、操を守るを、貞といへども、其の源は、己が心の誠一つと知るべし。

然るに、其の誠の心うすくして、うばべのみ

をかざり、人の見る處にては、目上の人を敬ひ、物蔭にては、之をそしりなどするは、金銀の瓶子に、水を入れて、神前に捧ぐるが如し。その偽を、いかでか、神のしろしめさぬ事あるべき。恐るべし。慎むべし。

(徳川齊昭)

第五課 同郷の親

凡、都鄙を論ぜず、同じ郷村に住居する人は、先祖以來、常に行き通ひ、互に、久しうなじみぬれば、其のよしみを忘るべからず。たとへ

ば、他國にありて、我が故郷の人にくはいとなつかしく、親族の思をすべし。是にて、同じ郷村の人をば、常に、疎略にすべからざることを知るべし。

いかなれば、今の世の人、一旦の怒、又は、僅の欲によりて、日頃の好を忘るゝにか。最歎かはしき事なり。或は、田宅の界を争ひ、或は、金銀の債をせめて、双方、怒をおこし、終には、公事訴訟にも及ぶほどに、一郷の騒ともなる

ぞかし。其の始を尋ぬるに、我が身にひいきする心より起りて、常に己を是として、人を非とし、わが利のみを知りて、人の害を見ざるが故なり。

何事も、人の上を思ひはかりて、我が身一つを先にすべからず。唯、我も、人もよき様にと心得べし。然せんに、などか和睦せざらん。さて、相交る道をいはゞ、人に、よろこび、ぐやみを述べ、やみわづらひを訪ふは、定りたる

事といひながら、最、禮義を盡し、眞實の志を致すべし。水火、盜賊、不慮の難あらば、互に合力して、隨分救ひ助くべし。

行跡のあしき人をば、幾度も、懇に諫むべし。賢徳ある人をば敬ひ、學問ある人をば親み、才藝ある人をば褒めあらはし、無能なる人をば教へみちびき、愁に沈める人をば訪ひ慰め、孤兒、寡婦、老病、かたはなる人をばいたみ憐み、困窮無力の人をば賑し救ふべし。

しかせば、一郷の人思ひ合ひて、一家の親に同じからん。いかでか和睦せざることあるべき。

文法

二箇以上ノ文ヲ接續シテ、一文ノ如クイヒナスコトアリ。例へバ、我人を敬ひ、人我に親む。一郷の人思ひ合ひて、(ソノ親)一家の親に同じかるべし等ノ如シ。

(六諭衍義大意參照)

第六課 天明の饑饉

天明三年の饑饉は、前年の冬甚暖にて、菜の花咲き揃ひて、春の如くなりき。時ならざる皆、綿入を着て、火にあたる程なりき。

七月の頃、雨に交りて、砂ふり、風につれて、白毛の如き物飛び來り、大地の震ふ音、夜も、晝も聞えけり。こは、信濃國淺間山の噴火せし火勢のと、ろき響くにぞありける。

淺間山の噴火せし以前より、雨ふり出だし、長じけとなれり。二百十日に、巽の風、大に起

り、三日三夜吹きとほせり。抑、此のしけ、六月の始より、九月の末まで、四ヶ月にぞ及びける。かくて、諸作物の色益變りてみいらず。稻の穗空立ソラダツして、垂れしはなくすこしみいりしも、長じけにいたみ、秋の作は、皆無同前となりしかば、饑を凌がんとて、蕨の根、葛の根、又は、野老の類を掘りとり、凡、人の口に入る物とだに聞けば、何によらず食ひけれども、猶、その饑を凌ぐに足らず。

この饑饉は、世間一同なりければ、かりかしの道絶えたり。中には、饑に堪へかね、親に別れ、子を棄て、死にたる者、數かぎりもなかりき。強く壯なる者どもの、饑に迫りしは、恒の心を失ひ、徒黨をなし、穀物の蓄ある家々に押し入りて、亂暴狼籍を事とし、晝夜騒動絶えざりきとぞ。

人、一生の間に、うれへとすべきこと多けれども、中にも、饑饉を、第一とす。されば、かねて

より、心を用ひて、之が備をせざるべからず。さるに、心なき者は、此の一大事を、うはのそらに思ひ、昔はありし事なるべけれど、今はあるまじと心得たがへ、其の用心を忘れて、農事を怠り、食類の貯をも、さまでに心がけず。凶年饑饉ありし年數をはかり見るに、近ければ、三四十年の間にあり。いつ來べしとも計り難ければ、恐れ憂ひて、かりにも、備を忘るべからず。

(鎌木正長の文による)

第七課 殖產

地形ヲ視、隊伍ヲ布キ、精良ナル器械ヲ用ヰ、堅固ナル壘堡ニ據リ、屍ヲ積ミ、血ヲ流シテ、尺寸ノ地ヲ爭フハ、之ヲ、兵陣ノ戰ト謂フ。農業ヲ盛ニシ、工藝ヲ進メ、運輸ノ便ヲ開キ、貿易ノ利ヲ通ジテ、多ク財ヲ致シ、富ヲ以テ、他ニ勝タントルハ、之ヲ、經濟ノ戰ト謂フ。宇内ノ列國、外ハ、好ヲ通ジ、歡ヲ結ヘル形ヲ示シテ、内ハ、強ヲ爭ヒ、雄ヲ圖ラントル心

ヲ蓄フ。其ノ、智慮ヲツクシテ、日夕計畫スル所ハ、經濟ノ戰ニ非ザルハナシ。人、或ハ、兵陣ノ戰ノ、國家ニ利害スルコト、極メテ大ナルヲ知リテ、經濟ノ戰ノ、更ニ甚シキ者有ルヲ知ラザルハ過テリ。

夫ノ西班牙ハ、古ノ強國ナリ。ちやーるす五世ノ時ニ、墺ヲ併セ、伊佛ヲ侵シ、獨逸列邦ニ

君臨シテ、米ノ南北洲ヲ略シ、兵力ノ強キコト、之ト齊シキハナク、航海通商ノ業、蓋亦盛

ナリキ。シカシテ、今ニ至ルマデ、僅ニ數百年ナルニ、衰替シテ振ハザルコト、彼ガ如キハ、

何ゾヤ。其ノ原因、甚多カルベケレドモ、民心凋弊^{アラヒツ}、墮落耗^{アラヒツ}、墮落シ、經濟凋弊シ、財力、漸耗リ、兵勢、隨ヒテ

衰ヘタレバナリ。是、兵陣ニ勝チテ、經濟ニ敗レシ者ナリ。

普魯士ハ、嘗佛國ニ破ラレ、國殆亡ビキ。然シテ、學術ヲ研究シ、民業ヲ振張シ、其ノ富ヲ増シテ、其ノ兵ヲ強クシ、近年ニ及ビテハ、墺ニ

勝チ、佛ヲ敗リ、終ニ、聯邦ニ帝タルニ至レリ。
是ニ由リテ、之ヲ觀レバ、國家ノ盛衰ハ、多ク
ハ、經濟ノ勝敗ニ係レリ。兵陣ノ戰ニ至リテ
ハ、其ノ敗、必シモ懼ル、ニ足ラズシテ、勝、必
シモ恃ムニ足ラザルナリ。(商工經濟論ノ序ニヨル)

第八課 戰國の士風

松平秀康、越前に封ぜられし後、阿閉^{アベ}_カ^{モン}掃部といふ、武功の譽ありしものを、厚祿にて召し
抱へけり。この時、秀康の臣に、^{ヨコイセ}抱伊勢といふ

者ありて、嫡子に、鎧
の著初せさせんと
て、掃部を招待して、
鎧きすることを頼
めり。

さて、饗應の膳すみて、
祝の盃に及びし時、伊
勢、「今日は、愚息が、鎧の
著初なれば、御身が武



功の御物語きかせ候へ』と言ひ出でしに、掃部、いや、御談し申すべき程の武功は覚え申さず候。されど、御望もだし難く候まゝ、某一生の中に、武者振の見事なる士を、一人見申して候へば、其の事を話し申すべし。

江州賤岳の戦に、暮方に、某一騎、余吾湖のわたりを引き候ひしに、敵とおぼしき者、後より、言葉を掛けし故に、馬を引き返し候へば、其の人申し候は、今朝より働き候へども、よ

き敵に逢ひ申さず候。御人體を見かけ、幸とこそ存じ候へ。不肖ながら、御相手になり申すべし」と進み寄り候故、それこそ、こなたも望む所にて候へ」とて、互に、馬を乗り放ち、既に、槍を合せんとしけるに、其の人、『じばし御待ち候へ。今朝より、雜兵を、多く突き崩し候故、槍を洗ひ候ひて、御相手になり候はん』とて、余吾湖に、槍をうち浸し、二三遍洗ひて、さらばとて突き合ひしかど、久しう、勝負なか

りし程に、日も暮れはてゝ、物のあやめも見えずなりぬ。其の時、彼方より、言葉を掛け、「もはや、槍先も見えず候。御残り多くは候へども、御暇申し候べし。御名こそ承りたく候つ。某は、青木新兵衛と申す者にて候」とて、某が名をも承り候て、此の後、又、戰場にて出合ひ候はゞ、互に、人手には掛け申すまじく候。若、又、味方にて候はゞ、わりなく入魂致し候べし。さらば」とて立ち別れぬ。是程見事なる武

入り魂入り魂
シテノ魂

常ルニ
スハ甚シテアラフ

士は、終に見候はず。いかゞなりはて候にかとぞ語らひける。

其の頃、伊勢がもとに出入する、青木方齋といふ浪士あり。其の日も、勝手に居たりしに、此の物語をきゝてにじり出でゝ、掃部にうち向ひ、『さても、只今の御物語承り、今更、昔を思ひ、涙を流してこそ候。』其の時の御相手になり候青木新兵衛は、恥しながら、我が事にて候。かく申すばかりにては、うきたる事

に思すべく候はん』とて、其の時、雙方の鎧の
緘馬オドシの毛色を、一々言ひけるに、一つも違は
ざりければ、掃部驚きて、『さて、久しくて
逢ひ候ひしは、本望に候』とて、手前にありし
盃を、方齋にさし、是を、しるしにて、腰の脇
差を抜きて與へけり。それより、方齋の名、國
に高くなりし程に、秀康の耳にも達せしか
ば、掃部とおなじ祿にて召し出だされけり
とぞ。

(室直清の文による)

第九課 伊達政宗

伊達政宗ハ、戰國ノ世ニ、威ヲ、奥羽ニ振ヒキ。
人ト爲リ、深沈ニシテ、大度アリ。常ニ、上國ノ
形勢ヲ察シテ、將ニ、大ニ爲スコトアラント
ス。然ルニ、豊臣秀吉、徳川家康、前後、相尋イデ
起リ、形勝ノ地ニ據リテ、群雄ヲ制シ、遂ニ、霸
業ヲ成シ、カバ、政宗、是ヨリ、念ヲ、上國ニ斷
チ、一轉シテ、海外ノ遠征ヲ企テタリ。
タマク、鳴津義久、琉球ヲ征服シテ、所領ト

セシカバ、政宗、雄心勃々トシテ、禁ズルコト能ハズ。更ニ、一步ヲ進メテ、南蠻ヲ經略シ、盛ニ、貿易ヲ開キテ、國ヲ富サンコトヲ圖レリ。ヨリテ、西班牙ノ宣教師そてろヲ近ヅケ、事ヲ、信教ニ託シテ、海外ノ事情ヲ詳ニセント欲シ、慶長十八年九月、其ノ臣支倉六右衛門常長以下ヲ、使トシ、そてろヲ嚮導トシテ、牡鹿郡月浦ヨリ發船セシム。一行、スペテ、六十人。ソノ乗船ハ、長サ、十八間ニ餘リ、廣サ、五間

三尺ニ達セリ。

六右衛門等、先、呂宋ニ直航シテ、西班牙領ノ形勢ヲ察シ、更ニ、航路ヲ轉ジテ、太平洋ノ波濤ヲコエ、西領墨其西哥ニ到

リ、大陸ヲ横断シテ、大西洋ノ濱ニ出デ、さん

じ ゃんじゅろあヨリ、海テ航シテ、翌年十月ノ初、西班牙國ニ到着セリ。

乃、首府まどりつどニ到リ、國王ふいりつぶ三世ニ見エテ、交通ヲ修メ、貿易ヲ開キ、海員ヲ雇ヒ、宣教師ヲ招聘、センコトヲ請ヒシカバ、王大ニ、ソノ來意ヲ喜ビテ、厚ク待遇シタリキ。

翌元和元年八月、一行は、さるぢにやノさぼあニ渡航シ、九月初旬、せのあ府ヲ經テ、羅馬

ニ到レリ。羅馬法王ぼーる五世、マタ優遇シテ、あらくりノ旅館ニ留ラシメ、悉、其ノ請ヲ許ス。

六右衛門等、外遊スルコト數年。深ク、歐洲ノ形勢ヲ探リテ、元和六年七月、初旬、海路、恙ナク歸リ來レリ。

政宗、南蠻ノ俗、嬌柔惰弱ニシテ、之ヲ征スルハ、朽チタルヲ挫クヨリモ易キヲ知リ、又、貿易ノ利ノ大ナルヲ知レリ。

然レドモ、時機未至ラズ、絶代ノ壯圖ヲ懷キ
ナガラ、果サズシテ、病ンデ卒セリ。
政宗志ヲ果サリシカドモ、其ノ壯圖ハ、百
世ノ下、ナホ、人ヲシテ、感奮興起セシムルニ
足レリ。

第十課 遠洋の航海

蘭啓出發の際は慙々横濱まで仰見送り下
され仰厚情の程辱く拜謝仕り候分袂の後
午後六時汽船エンプレス、オフ、ジャパンは

錨を捲上げて徐々進行を始め候小生はデ
キに立出で後の方をのみ眺め居り候程に
本牧の遠くなりゆくも何となく悲しくや
がて猿島を右に見て觀音寄の砲臺をも過
ぎ十五海里的速力にて漫々たる海上に乗
出で候是より自然に勇氣もとに復し房總
半島を左に見て太平洋中に出て候後は豪
氣天を衝きて覺えず快哉を叫び申し候
明れば十一月一日拂曉舷側をうつ濤聲に

眼を覺し候に掻上げ搖下す高浪に我が乗
船は翻弄せられて天候宜しからず相見え
候候ながら正午過には次第に平穏に立復
り折々日光さへ洩れ候へば或はデッキに立
出でゝ運動を試み或は集會室に入りて名
も知らぬ外人と談話を交へ玉突の技を角
しなどして暮し申し候

二日昨日までは遙に金華山を烟波の間に
眺め候ひしにこれよりは四千八百海里十

日の間蒼くたる水天の外眼を遠るものも
なく隨分退屈致し候

さて三日と相成り候けふは天長節の事と
て我等日本人會主となり船中に一大宴會
を開き申し候先盃を擧げて 天皇陛下の
萬歳を祝し奉り洋々たる歡樂の中にめで
たく此日を暮し申し候

翌四日船益北方に進み候本邦の沿岸を離
れ候てよりは寒氣日に相加り候に今日は

吹雪さへ烈しく候て厚き外套を纏ひ候ても凌ぎ難く覺え候折しも満帆の風に雪を拂ひ北に向て飛ぶが如くに駛せ去る一小船を認め候あれはと尋ね候一ばベトリング海峡の臘虎獵船と申すことにて其冒險には感じ入り候

五日今日よりは連日快晴の時なく只船室にのみありて讀書に耽る外はこれなく無聊に困み居り候に十日の午後に至り東北

の一方に山を認めたりと叫ぶもの之あり候すはと立出で、これを見るに縹渺として雲か山かを判じかね候三時四時といふ頃になりては雲間處に山角を認め夜に入りて燈臺の光を見出で候時は船客悉乞に出て、互に安着を祝し候

十一日午前八時船ビクトリヤ港に入り船客の四分の一はこゝにて上陸致し候直に錨を抜いて出で午後二時ヴァンクーバー

に安着仕り候

是より小生は東部加奈太の商況を取調ふ
合衆國の東海岸に出で經育貿易の有様を
視察しシカゴを経てセントルイスに至り
日本綠茶の販路を開くべき手配仕り明年
一月には桑港を出で布哇に立寄り糖業を
視察し二月に帰朝仕るべき心得に候頃首
尚甚些少に候へども鮭の罐詰五箇差と
げ申し候この鮭は當地の名産にてフレ

ザ一河上本邦人の漁獲せしものに候間
終何卒御賞翫に願り度候

十一月十五日

ヴァンターバーホルにて

荒井柳之助

高杉恭作様

侍史

文法

文中ニ、ビ、なん、や、か、こそノ助辭アレバ、結
尾トナル動詞、形容詞、助動詞ノ語尾、尋常
ト異ナリ。外人と、談話をぞ交ふる。寒さ左
ん烈しき。冒險にこそ驚きたれノ如シ。

第十一課 南洋諸島

非律賓群嶼は、臺灣の南に在り。もと、西班牙領なりしが、近年、米國の領土となれり。有名なる眞圭烟草は、群嶼中の呂宋より出づ。眞圭は、呂宋の西岸にある、南洋屈指の都會にして、政廳のある處なり。我が國の領事館も、亦、此處にあり。

非律賓群嶼の南に、ボルネオ、スマトラ、ジャヴァ、セレベス等の嶼あり。多く、和蘭に屬し、

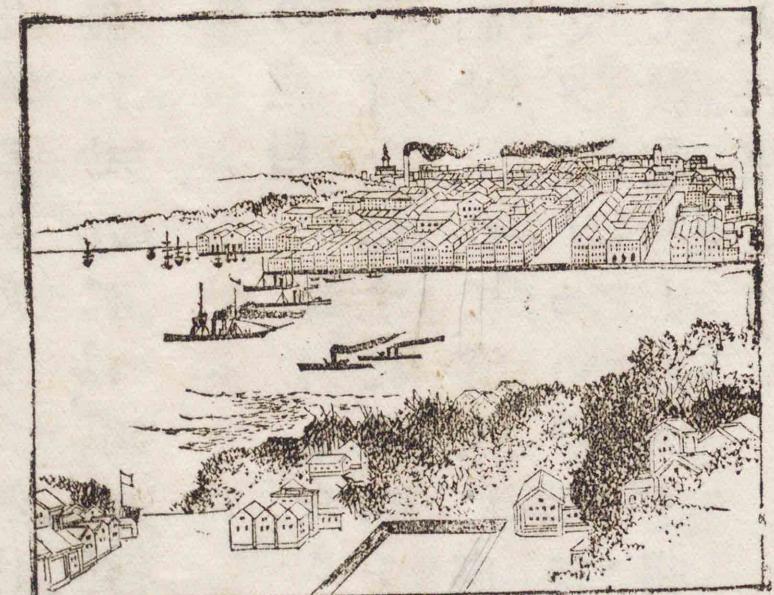
爪哇のバタヴィヤに、政廳ありて、諸嶼を管す。以上の諸嶼を、總稱して、馬來西亞といふ。地熱帶に屬すれども、海風涼を送りて、暑さ甚しきに至らず。地味肥沃にして、植物繁茂し、物產、豐饒にして、甘蔗、麻、藍、椰子、珈琲、玳瑁、米穀等に富めり。

セレベスの東に、ニューギニヤありて、獨逸英吉利、和蘭の三國に屬す。濠太拉利は、其の南にありて、面積、最廣大なり。慶長年中、和蘭

人、之を發見して、新和蘭と稱へしに、凡百三十年前、更に、英國の所領となれり。此の地、盛に、羊毛、獸皮、金、石炭、眞珠、小麥等を產出す。東南の海岸に、メルボルン、シドニー、及、ブリスベン等の都會あり。メルボルンは、南洋第一の大都會にて、我が領事館、此の地にあり。又、日本郵船會社の定期航海船の到るところなれば、往來に便なり。

濠洲の東南に、新西蘭ニュージーランドあり。その東北に、サモ

ア、布哇、及、ニューカレドニヤ、フイージー、ギルベルト、マルシャル、
カロリン、ラドロン諸嶋あり。サモア、フイージー以北の諸嶋を總稱して、ポリネシヤといふ。珊瑚、玳瑁、椰子、甘蔗等の產あり。



の物産に富み、殊に貿易風の助ありて、航行に便なれば、益、貿易を盛にせんには、其の益渺からざるべし。

第十二課 電氣の應用

電氣を發明せし初は、電流を起すに、亞鉛を用ゐしが故に、費用に制せられて、實業に應用するを得ざりしかど、ダイナモの發明後、水力、蒸氣力等によりて發電せしむるを得るに至り、應用の範圍、大に廣れり。

電信機は、距離の遠近を問はず、隨意に通信し得べき機器にして、發電器、導線、發信器、受信器の四要部より成れり。發電器には、マイデンゲルの電池を使用す。電信機は、不變の電流を要するが故なり。導線には、二線を用ゐしに、今は、一線にて、用を辨ずるに至れり。發信器、受信器には、裝置の方法、種々あり。電話機は、近年の發明にして、使用の區域、日に月に、愈廣く、繁雜なる事務を扱ふ者は、机

案の上にまで架設せり。

電氣燈は、多く、ダイナモを用ひて發電せしむるなり。其の光に、白光、青光あり。光力、甚強く、之を點すれば、晃々として、白晝の如し。

電氣鐵道は、電力によりて、列車を運轉せしむるなり。又、電氣を、鐵道に通じて、列車、其の上に來たる時、自信號を掲出して、他の列車との衝突を避けしめ、或は、電信を行進中の汽車に、往復せしむることも得べし。

又、電氣を、醫術上に應用しては、齒神經をやき、患部を斷ち、胃中を照して、その狀態を窺ふを得る等、數ふるに暇あらず。

兵事上の應用も、亦、大に進少せり。巨大の大砲の運轉、彈丸の填裝、及、發射等を容易ならしめ、水雷爆發の用に供し、或は、夜中の信號に用ゐる。

電氣の應用、かくの如し。其の、人世を裨益すること、尠少にあらず。近時、又、無線電信の發

明あり。尚、愈、電氣の理を研究して、用途を擴張せば、其の效實に限なからん。

第十三課 洋學

天文十二年、葡萄牙人、九州種子嶋ガに來航して、火器を傳ふ。是、西洋文物の傳來せし始なり。尋いで、西班牙、和蘭等諸國の商船、漸來りて、貿易を營みしに、徳川幕府は耶蘇教の傳播を恐れ、交通を杜絶して、只、和蘭にのみ、貿易を許し、今を布きて、嚴に、洋書を讀むことを禁じたり。

將軍家宣の時、新井白石、蘭人に就きて、其の地理、風俗を聽き、之を、書に著せり。將軍吉宗に至り、蘭人の、天文、測量、暦數等に精しきを聞き、青木昆陽、野呂玄文等に命じて、始めて、蘭學を修めしめき。是、我が國に、洋學の行はれし始なり。

後、前野良澤は、青木昆陽に從ひて、蘭語を修め、醫書を得て、之を研究し、杉田玄伯、桂川甫

周等と共に、囚人の屍を解剖して、其の、實際に近きに感じ、四年の星霜を費して、解剖新書を譯述せり。

譯述

蘭籍繙林宗是より、蘭籍を繙く者益増加し、青池林宗は、究観闡著物理を究めて、氣海觀瀾といふ書を著し、宇摩庵舍密啓原等を纂譯せり。かくの如く、西洋

田川榕庵は、化學、植物學等を修めて、舍密開宗、植物啓原等を纂譯せり。かくの如く、西洋の理學は、次第に、我が國に入り來り、殊に、醫學は、日を追ひて、益、隆盛に赴けり。然るに、幕

府、及、諸藩の有司は、概、海外の事情に暗くて、怨を、英露二國に結び、外舶、近海に出沒して、邊境、しきりに警を告げたりき。

是に於いて、渡邊華山、高野長英、林子平、佐久間象山等、相前後して、書を著し、委しく、西洋の事情を知らしめ、或は、國防の策を講じ、或は、外交の道を論じたり。

爾來、西洋の兵學、我が國に廣り、銃砲の鑄造、砲臺の建築、漸次、面目を改めき。米國艦隊、浦

賀に來りて、貿易を請ふに及びて、益、洋學の必要を感じ、幕府は、蕃書調所を、江戸に設け、普く、有志の者を募りて、西洋諸國の語學を授けたり。其の後、蕃書調所を、開成所と改稱して、規模を擴めしを、明治維新の際、官に收めて、大學とし、數回の改革擴張を行ひて、東京帝國大學とせり。

歐米の學術は、かくの如くにして、我が國に入り、今日にては、法學、醫學、理學、工學、兵學等、

一も、備らざるものなし。抑、我が國には、もとより、固有の大道備りたれば、我等は、之を修めて、その精神を養ひ、普く、異邦の學をも講じて、益、文運の隆盛を圖らざるべからず。

第十四課 薩摩灣

薩摩灣は、薩摩、大隅の間に彎入し、南北、二十里、東西、三里より、八里に及ぶ。灣内に、櫻嶋の火山あり。灣の西岸にありて、之と相對するは、鹿兒嶋市にて、鳴津氏代々の居城のあり

し處たり。

今より、凡四十年前、文久二年の夏、嶋津久光、勅使を護して、江戸に下り、歸途、武藏の生麥村を過ぎしに、英人四名、騎して、久光の前驅を犯せり。從士、無禮を怒りて、一人を斬り、二人を傷く。英人、幕府に迫りて、償金を得、更に、軍艦を發して、鹿児嶋湾内に入らしめたり。薩藩の使者、來航の理由を詰問す。英人、書を致して、前に、殺傷を行ひし者を斬り、且、遺族

の撫恤金二萬磅ボンドを得んことを求む。薩藩、書を致して、其の、理由なきを述べ。

英の艦隊、乃、薩藩の商船三艘、及、琉球の貢船を焚く。薩人、大に怒りて、英の艦隊を砲撃す。英艦も、亦、之に應じ、頻に、市街を砲撃して、大半を焼けり。薩の砲臺、毫も屈せず、砲撃、甚急なりしかば、英艦、遂に、支ふること能はず、錨を抜くに暇なくして、錨鎖を斷ち、先を爭ひて遁げ去りき。後、薩人、海底を探りて、其の錨

を獲たり。

凡、軍艦は、海戦に、錨を失ふを以て、最、恥辱とす。事平きて後、英人、前の錨を乞ひしに、薩人、之を還し、かば、大に、其の高義に感じたりきといふ。

第十五課 平田篤胤

平田篤胤は、羽後の秋田の人にて、大和田祚胤の第四子なり。幼より、學を好み、性質、聰明にして、豪氣なりき。

十九歳の時、金一兩を懷にして、江戸に出で、困厄して、具に、辛酸を嘗めたり。然れども、曾學問の念を絶たず、常盤橋外なる一商店の僕となりて、炊事を務とし、暇ある毎に、心を專にして、書を讀めり。

松山藩主板倉侯、其の、篤學の凡ならざるに感じ、家臣平田篤穏をして、就きて、志す所を問はしめ、遂に、養ひて、嗣とせしむ。篤胤深く之に感じ、益、學業を勉めたり。

享和元年、篤胤、本居宣長の書を読み、我が國體の由來を究め、慨然として、思ふ所あり。是より、専、宣長の遺志を繼ぎ、盛に、尊皇の大義を唱へ、一世の人心を鼓舞したり。

文化八年の冬、篤胤、時事に憤慨し、駿府に赴きて、門生の家に籠り、靈の真柱ミハシラ、古史成文、古史徵等の書を著せり。十二月五日、筆を起し、十四日まで、一たびも、臥蓐フシドに就かず。其の後も、寝ぬること稀にして、除夜までに、全く脱

稿せりといふ。此の如く精勵して、半生の歳月を、皇學に費し、窮乏、洗ふが如くなれども、敢顧みず、非常の艱苦を忍びて、書を著し、神道を復興し、古學を獎勵したり。

是に於いて、篤胤の名、四方に喧傳し、門下に集るもの、千餘人の多きに至れり。宮中にても、其の著書を御覽じて、歎感淺からざりしかば、幕府聞きて、之を忌み、遂に、篤胤を、秋田に逐ふ。天保十四年閏九月十一日、病みて

歿す。時に年、六十八歳なりき。

篤胤、常におもへらく、神道は、實に、宇内に冠絶せる、正大善美の教にして、日本は、萬國の中心なり。我が 皇室は、萬國の主なりと。其の詠に曰はく、

青海原しほの八百重の八十國に
つぎて弘めよこのまさ道を

と。一代の述作は、皆、此の意義を宣揚せるものにして、立論の斬新なる、抱負の雄大なる、

眞に、當時の人心を激勵せしむるに、餘ありき。明治維新の大業は、篤胤の著書、與りて、大に、力ありといふべし。

明治九年、東北御巡幸の時、特に、勅使をして其の墓を祭らしめ給ひ、後、又、偉功を追賞して、正四位を贈らせ給へり。

文法 文ニハ、コトサラニ、ソノ句ヲ、倒ニ置クコトアリ。タトヘバ、このまさ道を、つぎて弘めよトイフベキヲ、つぎて弘めよ、このまさ道をトイフガ如シ。

第十六課 山田長政

元和ノ頃、駿河國ニ、山田長政トイフ者アリキ。少ヨリ、大志アリ。自、織田信長ノ孫ト稱ス。好ミテ兵ヲ談ジ、農商ヲ事トセズ。時ニ、天下、始メテ定リ、力ヲ伸ブルニ、處ナシ。長政オモヘラク、功名ヲ立テンニハ、海外ニ遊ブニシカズト。タマヽヽ、駿府ノ商瀧某、太田某、將ニ、臺灣ニ航シテ貿易セントスト聞キ、強ヒテ請ヒテ、其ノ船ニ乗リ、臺灣ニ赴ク。二人、商事ヲ終ヘテ還ルニ、長政、獨留レリ。時ニ、年二十七ナリキ。

長政、嶋内ヲ通覽シ、地狭ク、且、スデニ、主アリテ、如何トモスベカラザルヲ知リ、去リテ、暹羅國ニ遊ブ。タマヽヽ、國內、大ニ亂レテ、四隣、互ニ相侵シ、六昆、最強シ。暹羅王、長政ノ人トナリヲ奇トシ、召シテ、上將軍トシテ、六昆ヲ禦ガシム。

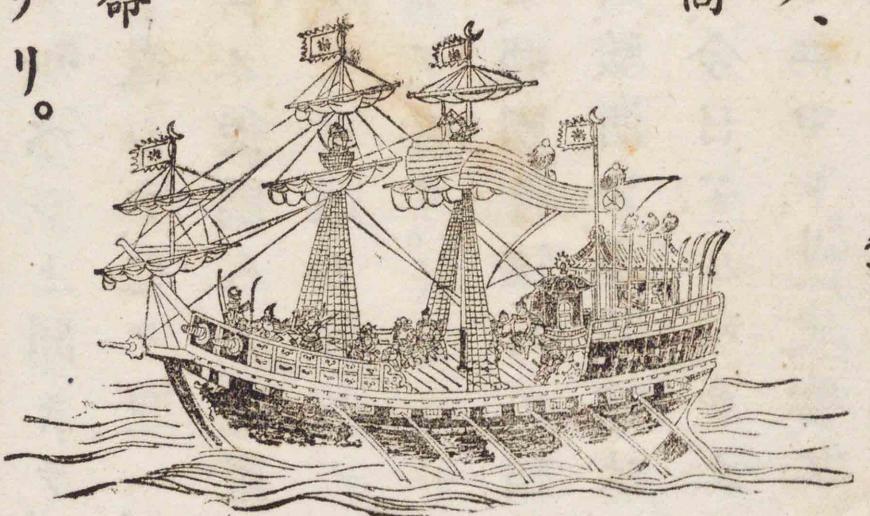
長政、我ガ國人ノ居留セルモノ數百人ヲ集

メ、土兵ヲ雜ヘテ、萬餘人ヲ得タリ。乃、悉、本國ノ裝ヲセシメ、日本ノ援兵、大ニ至レリト聲言ス。六昆王、兵數十萬ヲ以テ來リ寇ス。長政、謀ヲ設ケテ、大ニ、之ヲ破リ、其ノ都ニ入りテ、王ヲ擒ニシテ歸レリ。暹羅王、大ニ、其ノ功ヲ賞シテ、女婿トシ、六昆及、いっぴーるノ地ニ封ジ、後、ツヒニ、國政ヲ委任セリ。是ニ於イテ、長政ノ威名、印度諸國ニ震ヘリ。

貿易シ、暹羅ニ至ラバ、利アルベシト聞キテ、其ノ境ニ入リヌ。長政、使ヲ遣シテ、之ヲ迎ヘ、歎待シテ、舊恩ヲ謝セリ。コノ後、國人人ノ、暹羅ニ遊ブ者多シ。長政、皆、ヨク、之ヲ遇シ、貿易ノ地ヲ授ケテ、日本街ト名ヅケタリ。

長政、身、富貴ナリシカドモ、鄉國ヲ懷ヒテ措カズ、戰ニ臨ムゴトニ、遙ニ、駿河ノ淺間神社ニ祈リキ。常ニ曰ハク、『我ノ、今日アルハ、產土神ノ冥助ト、日本ノ國威トニヨレリ』ト。嘗、工

ニ命ジテ、戰艦ヲ畫カシメ、
自、名ヲ署シテ、扁額トシ、商
船ニ託シテ、淺間神社ニ
獻ジ、以テ報賽セリ。又、
屢書ヲ、幕府ニ贈リテ、
政ヲ報ジ、方物ヲモ納
メタリ。此ノ後、暹羅再亂
レシ時、長政、毒ニアヒテ、命
ヲ殞シキ。眞ニ惜ムベキナリ。



第十七課　歐米の歴史（二）

歐米の歴史を知らんには、先古代にさかの
ほりて、希臘ギリヤ、羅馬ローマ等の建國の起源より探究
せざるべからず。

今より、四千年の昔、歐洲の東南なる希臘半
島の海岸に、相異なる民族、四方より集りて、
社會を組織し、つひに、アゼンス、スバルタ等、
十二の列國を建てき。然れども、固より、之を
統一する君主なく、萬民、悉、同等にして、共同

の利害に關する事ある毎に、各人會合して、評議を凝し、其の議決を實行するには、委員を選びて、之に任せり。是、民主制度の起源なり。後、希臘は、隣國マセドニヤに併呑せられたり。歷山アレキサンドル王の時代には、勢最強大なりしかど、羅馬に破られて、終に亡びけり。

初、希臘勃興の後、遺利を求めて流亡せし、多くの民族は、伊太利半島に集りて、處々に部落をなせり。其の中、羅馬は、強大にして、四隣

を併せ、希臘をも滅し、歐亞二洲に、版圖を擴めて、一時、隆盛の極に達し、法典を撰び、都府を、壯麗にし、希臘に次ぎて、歐洲開化の中心となれり。後、東西に分れ、西羅馬は、北方のゴルといへる蠻人に破られ、東羅馬は、土耳其人の侵略を受けて滅亡せり。

羅馬滅亡の後、歐洲は、全く、四分五裂して、人民、各地に、居を移し、封建諸侯、漸起りて、日耳曼、佛蘭西、西班牙等の諸國、互に、攻伐侵略を

事として、戦争絶えざりき。

八十四

當時、貴族のみ、威權を專にして、廣大なる土地を有し、庶民は、力をのぶべき餘地なかりしが故に、心を、海上の貿易に轉じ、ベニス、ゼノア、其の他の市府は、専、商業に從事して、殖産に、力を盡せり。四百年前、コロンバスの大西洋を横ぎりて、亞米利加洲を發見し、ヴァスコ、デ、ガマの、亞弗利加の南端を廻りて、印度への航路を開きしより、西班牙、葡萄牙、和

蘭等の國民は、相率ゐて、海外貿易を事とせり。和蘭の都市アムステルダムの、世界商業の中心たりしは、實に、此の頃なりき。

第十八課　歐米の歴史　三

かくて、三百年前まで、西班牙、和蘭は、海軍、最強大にして、南北亞米利加の大半、太平洋上の諸島は、多くは、これが領地たりしに、英國の艦隊、西班牙の必勝艦隊を破りてより、英人の勢力、甚強く、北亞米利加の大半と、印度、

及、濠洲等とは漸、其の屬地となり、世界の商權は、首府倫敦に集れり。

露西亞、獨逸、佛蘭西等も、前後、相續ぎて勃興し、商工業發達して、庶民の勢力、盛大となり、競ひ起りて、貴族を倒し、王者に迫りて、或は、憲法を定めしめ、或は、獨立を圖るなど、變亂、絶ゆることなかりき。

佛王ルヰ第十六世は、斷頭場裏の露と化し、英王チャールス第一世は、叛徒の手に、命を分離して、王を、獨逸より迎へたり。

この騷亂の前後に際して、一世ナポレオン、佛蘭西に起りて、自帝王の位に即き、歐洲大陸を合して、英の商權を奪はんと謀りしかど、露國に妨げられ、尋いで、各國の聯合軍に敗られて遠流せられき。其の後、ウキルヘル

ム一世は、普魯士に起りて、奥地利に勝ち、佛帝ナポレオン三世を破りて、獨逸帝國を建設せり。後、佛國は、ナポレオン三世を廢して、大統領を選舉し、全く、共和國となれり。

之を要するに、歐米諸國は、民を主とする國體にして、人民、王者に迫りて、憲法を制定せしめ、或は、自、これを制定して、王を、外國より迎へ、或は、人民、相互に、大統領を立てたるが多く、全然、我が國體と相反せり。君臣の關係、

趣を異にし、民情風俗の同じからざるは固より、偶然にあらざるなり。

第十九課 帝國憲法(二)

帝國憲法ハ、畏クモ、天皇陛下ノ、至仁至愛ナル大御心ヨリ、國家ノ隆昌ト、臣民ノ慶福トヲ増進セシメ給ハントテ、皇祖皇宗ノ遺範ニ則リテ制定セサセ給ヘルモノニテ、明治二十二年二月十一日、即、紀元節ノ佳辰ヲ以テ、御親告文ヲ捧ゲテ、皇祖皇宗ノ神

靈ニ告ゲ給ヒ、皇族百官ヲ、宮城ニ召シ、萬民
歡呼ノ中ニ發布セサセ給ヒシナリ。
サレバ、帝國憲法ハ、歐米諸國ノモノト、全ク、
其ノ義ヲ異ニセリ。我等ハ、ツラノ、憲法發
布ノ聖詔ヲ拜讀シ奉リ、ソノ旨趣ニ副ヒ奉
ランコトヲ期スベキナリ。

詔 勅

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝位ヲ踐
ミ、朕カ親愛スル所ノ臣民ハ、即、朕カ祖宗ノ
惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、
其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿德良能ヲ發達セ
シメンコトヲ願ヒ、又、其ノ翼贊ニ依リ、與ニ
俱ニ、國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ、乃、
明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ、茲
ニ、大憲ヲ制定シ、朕カ率由スル所ヲ示シ、朕
カ後嗣、及、臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ
循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ、朕カ之ヲ、祖宗ニ承ケテ、

之ヲ、子孫ニ傳フル所ナリ。朕及、朕力子孫ハ、將來、此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ、之ヲ行フコトヲ懲ラサルヘシ。

朕ハ、我力臣民ノ權利、及、財產ノ安全ヲ貴重シ、及、之ヲ保護シ、此ノ憲法、及、法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ、之ヲ召集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有

效ナラシムルノ期トスヘシ。

將來、若、此ノ憲法ノ、或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時、宜ヲ見ルニ至ラハ、朕及、朕力繼統ノ子孫ハ、發議ノ權ヲ執リ、之ヲ、議會ニ付シ、議會ハ、此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕力子孫、及、臣民ハ、敢テ、之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ。

朕力在廷ノ大臣ハ、朕力爲ニ、此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク、朕力現在及將來ノ

臣民ハ、此ノ憲法ニ對シ、永遠ニ、從順ノ義務
ヲ負フヘシ。

第二十課 帝國憲法(三)

帝國憲法ハ、總べテ、七章、七十六條ヨリ成リ、
國家ノ大綱ヲ擧ゲ、君臣ノ分義ヲ示シ、我ガ
國體ヲ明ニセル、萬世不磨ノ大典ナリ。

第一章ニハ、天皇ノ大權ヲ示シ、萬世一系
ノ 天皇ハ、大日本帝國ヲ統治シ給ヒ、御親、
法律ヲ裁可シ、勅令ヲ發布シ、特殊ノ恩典ヲ

施行シ、榮譽^{エーヨ}ノ殊典ヲ授與シ、陸海軍ヲ統帥
シ、宣戰講和シ給フ等ノ條項ヲ載セタリ。

第二章ニハ、臣民ノ權利、義務ヲ規定シ、日本
臣民ハ、兵役ニ服シ、諸種ノ租稅ヲ納ムル義
務アリ、又、法律ノ許ス限ハ、自由ニ、居住ヲ定
メ、言論ヲ發表シ、書籍ヲ著述シ、出版シ、集會
ヲ催スコトヲ得ベク、又、法律ニ依ルニアラ
ザレバ、住家ニ侵入セラル、コトナク、逮捕^キ
監禁^キセラル、コトナク、或ハ、法律ニヨリテ

定レル裁判ヲ受クルコトヲ妨ゲラル、虞ナク、妄ニ、書狀ヲ開封セラレ、所有物ヲ奪ハル、コトナキ等ノ事ヲ示セリ。

第三章ニハ、帝國議會ノ成立ニ關スル事、法律ハ、必、議會ノ協賛ヲ經ベキ事、及、議會ハ、臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受理スルヲ得ベキ事等ヲ示セリ。

第四章ニハ、國務大臣ハ、天皇ヲ輔ケテ、行政ノ責^{ヤシ}ニ任ズベク、法律勅令等ニ副署スベ

キモノナルコト、及、樞密顧問官ハ、天皇ノ諮詢ニ應^{ヨイヘ}ヘ、重要ノ國務ヲ審議スベキモノナルコト等ヲ定メタリ。

第五章ニハ、司法權ハ、天皇ノ名ニ於イテ、法律ニ依リ、裁判所ノ行フ者ナルコト、對審裁判ハ公開シテ、公衆ノ傍聽ヲ許シ、及、裁判官ヲ、終身職トシテ、裁判ノ衡平ヲ保タシムベキ事等ヲ規定セリ。

第六章ニハ、新ニ、租稅ヲ課シ、及、稅率ヲ變更

スルハ、法律ヲ以テ定ムルコト、及、國家ノ歳入歳出ハ、毎年、豫算ヲ調製シテ、帝國議會ノ協賛ヲ經ベキ事等ヲ示シ、第七章ニハ、補則トシテ、憲法ヲ變更スペキトキノ規定ヲ載セタリ。

帝國憲法ノ條章ハ、大略、カクノ如シ。而シテ、我等臣民ノ、常ニ忘ルベカラザルハ、我ガ帝國憲法ハ、天皇陛下ノ、皇祖皇宗ノ遺範ニ則リテ制定セサセ給ヒシモノニテ、國家

統治ノ大權ハ、憲法ニヨリテ生ジタルモノニアラザルコト、及、國務大臣、帝國議會、裁判官等ハ、天皇陛下ノ、國家統治ノ大權ヲ行ヒ給フ機關タルニ過ギズトイフコト、コレナリ。

文法 文ニハ、既定ト、未定トノ別ヲ正シクスベシ。例ヘバ、みがけば光る、みがかば光らん、みがけども光らず、みがくとも先らざらんナドイフガ如シ。

第二十一課 政府と議會(二)

天皇陛下は、國家統治の大權を總攬し給ひ、政府をして、萬般の政務を執行せしめ、議會をして、法律案を議せしめ給ふ。

政府は、行政大權の機關にして、分ちて、中央政府、及、地方官府の二とす。

地方官府は、其の一地方にのみ限れる職權を有し、中央政府の指揮を受けて、各區域内の政務を執行す。その長官には、府縣知事、及、郡長等あり。

中央政府は、各行政府の上級に在りて、下級のものを監督し、政務の方針を立つ。故に、單に、政府とも稱す。主として、其の任に當るものは、國務大臣なり。

國務大臣は、天皇陛下の御親任にして、内閣總理大臣、及、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の九大臣、各、政務を分掌す。内閣は、此等の大臣にて組織し、その合議によりて、國務を行ふ。

内閣總理大臣は、各大臣の首班にして、機務を奏宣し、行政各部の統一を保持するを職とす。

内閣の外に、省あり。總理大臣の外各大臣は、内閣會議に列し、又、其の官廳にありて、各、主任の政務を執り、臺灣總督、北海道長官、府縣知事等に、指令、又は、訓令等を發す。

外務大臣は、外國に關する政務を施行し、及外國との通商事務を處理し、外交官、及、領事官を監督す。

内務大臣は、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、神社、宗教、出版、著作権、賑恤、及、救濟に關する事務を管理し、地方長官を監督す。

大藏大臣は、政府の財務を總轄し、會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、および、銀行に關する事務を管理し、府、縣、郡、市、町、村の財務を監督す。

文部大臣は、教育、學問に關する事務を管理

し、陸海軍大臣は、陸海軍の軍政を管理し、軍人軍屬を統督す。

司法大臣は、裁判所、及、檢事局を監督し、戸籍、監獄等に關する事項、其の他、諸般の司法行政事務を管理す。

農商務大臣は、農工商、水產、林野、礦山、發明、意匠、商標、及、地質に關する事務を管理し、遞信大臣は、郵便、電信、鐵道、船舶、海員、航路、標識、及、郵便爲替、郵便貯金等に關する事務を管理

し、電氣事業を監督す。

省は、大臣官房、及、局より成り、總務長官、官房長、局長、參事官、秘書官、書記官、屬等ありて、大臣を補佐し、省務を分掌す。若、大臣、事故ありて、省務に從事すること能はざるときは、法律勅令に副署し、省務を敷奏し、内閣の議に列し、及、省令を發することを除く外、總務長官は、臨時に、その職務を代理するなり。

帝國議會は、立法大權の機關にして、貴族院と、衆議院とより成立せり。會期は、毎年三個月間にして、開會、閉會、停會、及、會期の延長等は、總べて、勅命に依る。

貴族院は、貴族院令の規定によりて、皇族、華族、及、勅任の議員等を以て組織す。議員は、公侯爵は、世襲にして、伯子男爵は、互選なり。又、國家に、勳功ありしもの、及、學識優秀にして、勅選せられたる者は、終身、議員たることを

得べく、各府縣にて、最多額の直接國稅を納むる者十五人中より、一人を互選せしめ、當選して、勅任せられたるものは、七年毎に改選せらるゝなり。

衆議院は、選舉法の規定により、各選舉區より公選せる議員にて組織す。年齡、三十歳以上上の男子にして、公權を有するものは、何人いても、衆議院議員に選舉せらるゝことを得るなり。

議會は、立法上、天皇陛下の諮詢府として設け給へるものなれば、法律案の審議をして、重なる職分とす。すべて、法律は、議會にて、草案を議決し、陛下の御裁可を経て、政府より公布するものなり。

この他、毎年、政府より提出する豫算案に、協賛の任を盡し、若、豫算外の支出あるときは、其の適否をも議決すべく、又、政府に質問して、辨明を求め、或は、人民の請願を受け、或は、

政府に建議し、或は、直に、天皇陛下に上奏するを得るものなり。

第二十三課 孝悌

人は、その始、體を、父母に受けて生れ出づ。すでに生れ出づれば、其の國に、仰ぎ事ふべき君あり。生れて、先なれば、兄長となり、後なれば、弟幼となる。長じて後に、夫婦あり。人々、相交れば、朋友となる。此の五つのものを合して、五倫と云ふ。五倫の理を行ふを、人道と云

ふ。天下の萬事、萬物、みな、此の道理に統べられずといふことなし。

此の道は、人々、天性固有の、仁義禮智の、發して、父母に向へば、孝となり、君に向へば、忠となり、兄弟には、友愛となり、夫婦には、和順となり、朋友、國人には、信となるにて、人道の自然なるものなり。

内に入りては、専、父母に事へて、孝行を盡し、外に出でては、専、長上に事へて、悌順を盡す

べし。此の孝と悌とを行ふには、平生より、深く、謹と信との二つを守ること緊要なり。謹とは、起居動作、常度ありて、易らざるをいひ。信とは、誠實にして、虚偽なきを云ふ。謹信は、實に、品行の骨子ともいふべきものなり。人能く、孝悌を行ひ、純良なる德性を備へて、君に事ふれば、忠愛の心、靄然として生じ、すべての事、道に當らざるはなかるべし。

第二十四課 皇道の宣揚

我が歴代の皇上は、國家の鴻基を鞏固ならしめ、臣民の慶福を増進せしむるを、大御心とし給ひ、臣民を撫育して、常に御恵を垂れさせ給へり。又、皇室は、常に道義の源泉となりて、天日の如く仰がれ給ひ、數千年來、君臣父子の分嚴として紊れず、萬民和樂し、上下輯睦して、國運益隆盛に、皇威中外に顯揚せり。國體の醇なる、民俗の美なる、眞に、萬邦に冠絶せりと謂ふべし。

謹みて、我が建國の初を尋ぬるに、皇祖天照大御神は、天壤無窮の宏謨を垂れて、範を、後世に遺し給ひ、神武天皇は、即位之初、六合を兼ねて、都を開き、八紘を掩ひて、宇とせんと宣へり。是を以て、歴代の天皇は、支那三韓等の順民を撫して、皇恩の限なきを示し給ひ、或は、遠く、皇師を出だして、不逞の外藩を征し給ひき。是に於いて、外邦の民悦服して、歸化するものの相つぎ、朝貢の船、陸續と

して、間断なかりき。

皇朝の威徳を樹立し、世界萬邦をして、永く平和を得しめんは、皇道の本旨なり。されば我等は、智を開き、徳を修めて、皇道を、宇内に宣揚し、祖先の志を空しくせざらんことを期すべきなり。

文法 文ニハ、動詞ノ自他、及、時ヲ整フルコト肝要ナリ。例ヘバ、臣民を撫育して、常に、御恵を垂れさせ給へり。臣民、智徳を研かんには、國家は、隆盛に赴かん等ノ如シ。

第二十五課 やまと錦

御 製

ちはやふる神ぞしるらむ民のため

世を安かれと思ふこゝろは

皇后陛下御詠

あやにしきとりかさねても思ふかな

寒さおほはむ袖もなき身を

いくそ度かきにごしても澄みかへる

水や又國のすがたなるらむ

(八田知起)

おりいづるこま唐土ミロコシのしなはあれど
やまと錦にしくものぞなき

(平春海)

おほしたてし親なかりせばいかにして
君のめぐみをわれは受くべき

(平景隆)

ひとすぢに人をも身をも思ふかな

うつ墨繩のなほかれとのみ

(藤原定房)

野邊におふるいさゝむら竹いさゝめも

人の爲よきことばかりせよ

(橘枝直)

君がため世のため何かをしからむ

すてゝかひある命なりせば

(宗良親王)

高等小學國語讀本八終

朗明朗明朗明朗明朗明
治治治治治治治治治治
三三三三三三三三三三
十十十十十十十十十十
四四四四三三三三二二
年年年年年年年年年年
九九三三十一一一一一
月月月月月月月月月月
八五廿二十一四一五一
四十五二
日日日日日日日日日日
修修修修修修訂訂發印
正正正正正正正正
五五四四四三三再再
版版版版版版版版
發印發印發印發印發印
行刷行刷行刷行刷行刷

價 定	
卷ノ一	金貳拾錢
卷ノ二	金貳拾錢
卷ノ三	金貳拾錢
卷ノ四	金貳拾錢
全八冊	金壹圓七拾錢
卷ノ五	金貳拾錢
卷ノ六	金貳拾錢
卷ノ七	金貳拾錢
卷ノ八	金貳拾錢

(高等小學國語讀本裏附)

西 橋 橋 本 本 遷 次 光 西 橋 橋 本 本 遷 次 光
曹社式 國 二東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地
一東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地
二東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地
河 橋 本 本 遷 次 鄭 社 之 助

一東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地

二東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地

二東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地

二東 丁京 目市 二京 十橋 一區 番築地

印 刷 者 表 啟 發 印 編

所 有 權 著

